

令和2年5月15日	
所 属	財政課
所属長	木山 幸介
電 話	06-6489-6157

新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度5月補正（専決処分）の概要について

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛要請等の影響により、売上減少に直面する市内飲食店への経済的支援に加え、あまっ子お弁当クーポン事業の登録店舗拡大を目的に、新たにテイクアウトやデリバリー等を開始する市内飲食事業者等に対して必要な経費を補助するほか、飲食業や小売業、サービス業など市内に店舗を構える中小事業者等に対する経済的支援や新型コロナウイルス感染症の収束後における消費喚起を促すことを目的に、市内登録店舗で利用可能なプレミアム付利用券を発行する事業に対して補助するため、令和2年度一般会計補正予算（第4号）を編成する。

なお、経費の執行にあたっては、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、この補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行う。

2 補正予算の内容

※財源は全て一般財源（財政調整基金繰入金）

(1)テイクアウト・デリバリー等促進支援事業費（市単独事業）		補正予算額 53,000 千円
対 象 者	市内に飲食店があり、令和2年4月1日以降にテイクアウト・デリバリー等に取り組む中小企業・個人事業主等	
実 施 期 間	令和2年5月15日から令和2年8月31日まで ※補助対象期間は令和2年4月1日に遡及適用	
補 助 額	補助上限額 10 万円（補助率：10/10）	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバリーに必要なバイクや自転車の購入費、リース料 ・テイクアウト用の容器・箸の購入費 ・宅配業者への手数料 等 	
(2)尼崎のお店まるごと応援事業費（市単独事業）		補正予算額 14,500 千円
対 象 者	尼崎のお店まるごと応援プロジェクト実行委員会 （尼崎市内事業者・尼崎商工会議所・尼崎商店連盟等）	
登 録 店 舗	市内の飲食業、小売業、各種サービス業を営む中小企業・個人事業者で、売場面積が 200 ㎡以下の店舗	
実 施 期 間	店舗登録期間：令和2年5月15日から令和2年6月30日 利用券の使用期間：令和2年8月1日から令和2年12月31日	
補 助 額	14,500 千円	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用券「あま咲きチケット」のプレミアム率 25%分 ・利用券発券手数料 ・諸経費等 	

3 補正予算の規模

(単位：千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
258,030,281	67,500	258,097,781

4 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
繰入金	67,500	商工費	67,500
合 計	67,500	合 計	67,500

5 費目別事業概要

商工費

67,500 千円

テイクアウト・デリバリー等促進支援事業費

53,000 千円

新たにテイクアウトやデリバリー等を開始する市内飲食事業者等に対して必要な経費を補助する。

尼崎のお店まるごと応援事業費

14,500 千円

飲食業や小売業、サービス業など市内に店舗を構える中小事業者等を対象とした、市内登録店舗で利用可能なプレミアム付利用券を発行する事業に対して補助する。

6 専決処分日

令和2年5月15日

以 上